

## 役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人杏林会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(支給日)

第2条 役員等の報酬は年度末に支払う。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために従事したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、交通費として一回三千円とする。

3 日当および宿泊料は次のとおりとする。

日 当 1日につき一万円

宿泊費 実費

(改正)

第5条 この規定の改正については、理事会の議決を要する。

附則

この規程は、平成20年11月20日から施行する。